

## 総合計画審議会の概要

### ◆総合計画審議会とは

#### 設置根拠及び目的

「厚木市附属機関の設置に関する条例」に、その設置が規定されており、構成委員の数は15人以内とされております。

設置目的として、「総合計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議すること。」が掲げられております。

具体的には、現在の総合計画（第10次）の着実な進行管理等について、御経験や専門的見地から建設的な御意見をいただくものです。

### ◆総合計画とは

- ・行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針となるものです。
- ・本市のまちづくりの最上位計画として、分野ごとの計画や施策は、総合計画に基づいて策定し、実施しています。
- ・厚木市自治基本条例第16条に基づき、総合計画を策定しています。

#### ◆厚木市自治基本条例（抜粋）

（総合計画）

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

## ◆計画の構成と期間

第10次厚木市総合計画は、次の3階層で構成されています。

### 1 基本構想【期間 12年間（令和3～令和14年度）】

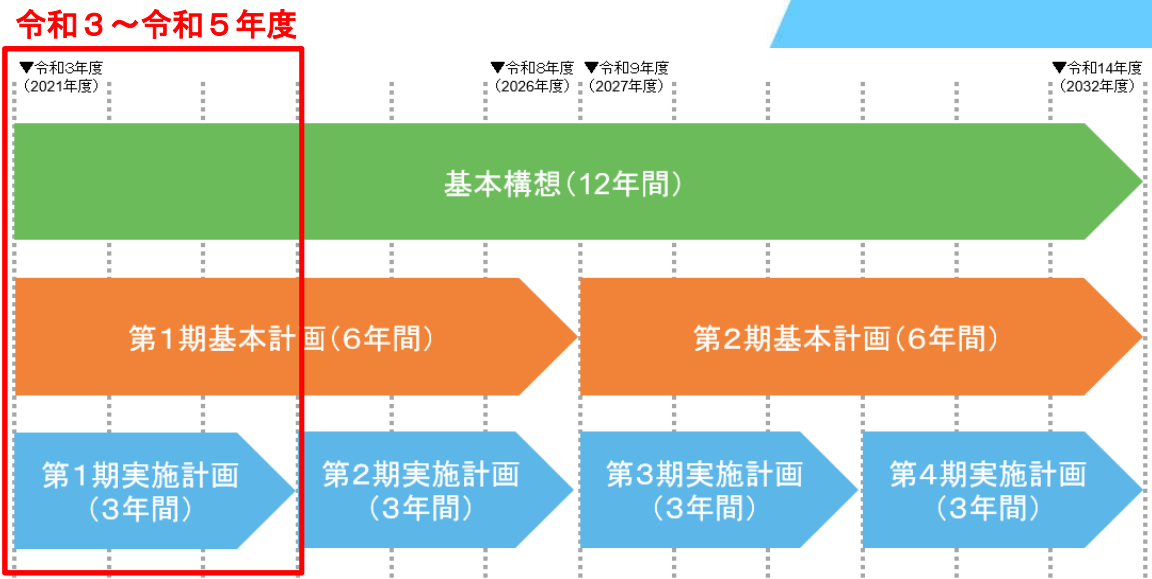
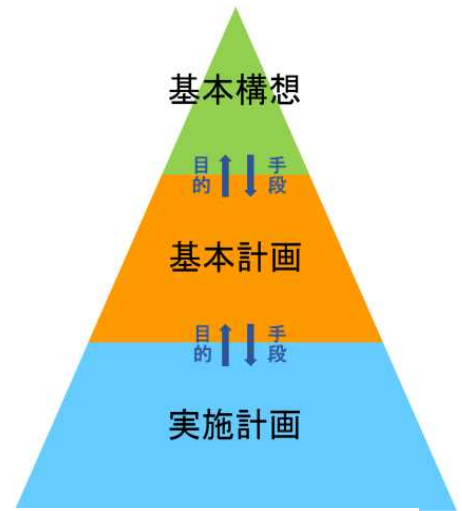
本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりのビジョンを定めるもの

### 2 基本計画【期間 6年間（令和3～令和8年度）】

基本構想で定めた六つのまちづくりのビジョンに基づき、施策の方針や施策体系を定めるもの

### 3 実施計画【期間 3年間（令和3～令和5年度）】

基本計画で定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めるもの



## ◆計画の進行管理

計画に位置付けた事業については、PDC Aサイクルを活用した適正な進行管理により効果的かつ効率的な事業展開を図るため、毎年度実施する施策の評価において進捗状況や成果を把握した上で、必要に応じて見直しや改善を行います。



## ◆具体的な審議事項(令和4年度)

### 1 令和4年度施策評価(評価対象年度:令和3年度)

第10次総合計画第1期基本計画(令和3年度から令和8年度までの6年間の計画)に位置付ける27の基本施策について、各基本施策の成果を明確にするために位置付けている各指標の達成状況を点数化し、総合得点を4段階の評価区分で評価しています。

委員の皆様には、結果に至る各施策の進捗状況等を踏まえ、評価結果に対する御意見をいただきます。

### 2 第1期実施計画の見直し・追加

令和4年度は第1期実施計画の計画期間の中間年に当たるため、指標の見直し・追加等の作業を行います。

委員の皆様には、見直し・追加した指標及び既存指標の見直しの有無等に対する御意見をいただきます。

#### 【見直し・追加の例】

- ・令和3年度の施策の達成状況について評価を行った「令和4年度施策評価」において、第1期実施計画の初年度(令和3年度)の事業指標の実績値が、令和5年度の最終目標値を超えていた。

→目標値の見直しが必要

- ・令和4年度及び令和5年度において、新規事業として追加された事業がある。

→指標の追加が必要

## ◆施策評価について

### 1 目的

#### (1) 第10次厚木市総合計画の進行管理

本市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最高指針である第10次厚木市総合計画の目標に対する達成状況などについて検証を行い、より一層の市民実感度の向上や効果的・効率的な行政運営を推進する。

#### (2) 市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）

施策の達成状況や今後の方向性を公表し、市民の皆様との共有を図ることにより、透明性の高い信頼される市政運営を推進する。

#### (3) 効率的で質の高い施策の実現

##### ア 施策の目標等の共有化・職員の意識改革

本市の現状を認識し、施策評価を通じて施策の目標や課題を共有することで、職員一人一人が目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新たな政策立案につなげる。

##### イ 事務事業（実施計画事業）の効果的・効率的な推進

施策を構成する事務事業（実施計画事業）について、効果的な事業展開が図られているかを評価することにより、より一層の市民実感度の向上や効果的・効率的な施策の推進を図る。

### 2 評価対象

第10次厚木市総合計画第1期基本計画に位置付ける27の基本施策。  
今年度実施する施策評価は、令和3年度に実施した取組を対象とする。

### 3 評価方法

第10次厚木市総合計画第1期基本計画の施策の達成目標に位置付ける「代表となる指標」、「市民実感度」及び第1期実施計画事業に位置付ける「事業指標」の目標値に対する達成率を点数化し、各基本施策の総合得点を4段階の評価区分で評価する。また、厚木市総合計画審議会からの意見を踏まえ、総合的な評価を行う。

(1) 点数化の方法

ア 代表となる指標 [配点：50点]

第10次厚木市総合計画第1期基本計画の各基本施策に位置付ける「代表となる指標」の令和3年度の目標値に対する達成率を点数化する。	
達成率 (%) ×50点	【例】 達成率 100%の場合 100%×50点=50点 達成率 50%の場合 50%×50点=25点 達成率 0%の場合 0%×50点=0点

イ 市民実感度 [配点：30点]

第10次厚木市総合計画第1期基本計画の各基本施策に位置付ける「市民実感度」の令和3年度の目標値に対する達成率を点数化する。	
達成率 (%) ×30点	【例】 達成率 100%の場合 100%×30点=30点 達成率 50%の場合 50%×30点=15点 達成率 0%の場合 0%×30点=0点

ウ 実施計画事業指標 [配点：20点]

第10次厚木市総合計画第1期実施計画の各事業に位置付ける指標の令和3年度の目標値に対する達成率を点数化する。	
達成率 (%) ×20点	【例】 達成率 100%の場合 100%×20点=20点 達成率 50%の場合 50%×20点=10点 達成率 0%の場合 0%×20点=0点

(2) 総合評価区分

総合得点	評価区分
90点以上	A 順調
80点以上 90点未満	B おおむね順調
60点以上 80点未満	C やや遅れ
60点未満	D 遅れ

4 評価者

厚木市行政評価委員会

5 評価結果の活用

評価結果は、実施計画の着実な推進や今後の政策立案に活用するとともに、部・課等のマネジメントツール、総合計画の進行管理及び予算編成等の資料として活用する。